



# 福島県公報

平成30年  
3月26日(月)  
号外  
第15号

## 目次

### 人事委員会

○職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正..... 1

## 人事委員会

### 福島県人事委員会規則第二号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十六日

福島県人事委員会委員長 五 家 正

### 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和二十七年福島県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>第七条 略</b></p> <p><u>（警察職員の特殊勤務手当の特例）</u></p> <p><b>第七条の二</b> <u>東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に対処するため警察職員が前条第十一号に掲げる作業に引き続き五日以上従事した場合における当該作業に係る警察職員の特殊勤務手当の額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定による額に八百四十円を加算した額とする。</u></p> <p><b>第二十五条 略</b></p> <p><u>（原子力事業所敷地内等作業手当）</u></p> <p><b>第二十六条</b> <u>条例第二十七条第一項の人事委員会規則で定める区域（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島原発」という。）の事故に係るものに限る。）は、次に掲げる区域とする。</u></p> <p>一 <u>福島原発の敷地の区域</u></p> <p>二 <u>原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第二項の規定に基づき原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）によ</u></p>	<p><b>第七条 略</b></p> <p><b>第二十五条 略</b></p>

り、帰還困難区域に設定することとされた区域  
(前号に掲げるものを除く。)

三 本部長指示により、居住制限区域に設定する  
こととされた区域 (前二号に掲げるものを除  
く。)

2 前項の区域に係る原子力事業所敷地内等作業手  
当の額は、従事した日一日につき、次の各号に掲  
げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とす  
る。

一 前項第一号に掲げる区域において行う作業  
(原子炉建屋であつて人事委員会が定めるもの  
の内部において行うものに限る。) 四万円

二 前項第一号に掲げる区域において行う作業  
(前号及び第四号に掲げるものを除き、故障し  
た設備等を現場において確認するものであつて  
人事委員会が定めるものに限る。) 二万円

三 前項第一号に掲げる区域において行う作業  
(前二号及び次号に掲げるものを除く。) 一  
万三千三百円

四 前項第一号に掲げる区域において行う作業  
(人事委員会が定める施設内において行うもの  
に限る。) 三千三百円

五 前項第二号に掲げる区域において行う作業  
(屋外において行うものに限る。) 六千六百  
円

六 前項第二号に掲げる区域において行う作業  
(屋内において行うものに限る。) 千三百三  
十円

七 前項第三号に掲げる区域において行う作業  
(屋外において行うものに限る。) 三千三百  
円

八 前項第三号に掲げる区域において行う作業  
(屋内において行うものに限る。) 六百六十  
円

3 前項第五号又は第七号に掲げる作業に従事した  
時間が一日について四時間に満たない場合におけ  
るその日の当該作業に係る原子力事業所敷地内等  
作業手当の額は、同項の規定により受けるべき額  
に百分の六十を乗じて得た額とする。

第二十七条～第三十条 略

附 則

① 略

第二十六条～第二十九条 略

附 則

(施行期日等)

第一条 略

(福島原発敷地内等作業手当)

第二条 条例附則第二項の人事委員会規則で定める  
区域は、次に掲げる区域とする。

一 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律

第百五十六号) 第二十条第二項の規定に基づき、原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下「本部長指示」という。)により、帰還困難区域に設定することとされた区域(福島原発の敷地を除く。)

二 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域(福島原発の敷地及び前号に掲げるものを除く。)

三 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第百二十三号)第六十三条第一項の規定に基づき警戒区域に設定することとされた区域(福島原発の敷地、前二号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされたものを除く。)

四 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域(福島原発の敷地、前三号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされたものを除く。)

2| 福島原発敷地内等作業手当の額は、従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 福島原発の敷地において行う作業(原子炉建屋であつて人事委員会が定めるものの内部において行うものに限る。) 四万円

二 福島原発の敷地において行う作業(前号及び第四号に掲げるものを除き、故障した設備等を現場において確認するものであつて人事委員会が定めるものに限る。) 二万円

三 福島原発の敷地において行う作業(前二号及び次号に掲げるものを除く。) 一万三千三百円

四 福島原発の敷地において行う作業(人事委員会が定める施設内において行うものに限る。) 三千三百円

五 前項第一号又は第三号に掲げる区域において行う作業(屋外において行うものに限る。) 六千六百円

六 前項第一号又は第三号に掲げる区域において行う作業(屋内において行うものに限る。) 千三百三十円

七 前項第二号に掲げる区域において行う作業(屋外において行うものに限る。) 三千三百円

八 前項第二号に掲げる区域において行う作業(屋内において行うものに限る。) 六百六十円

九 前項第四号に掲げる区域において行う作業  
(屋外において行うものに限る。) 五千円

十 前項第四号に掲げる区域において行う作業  
(屋内において行うものに限る。) 千円

3 同一の日に、前項各号に掲げる作業の二以上の  
作業に従事した場合は、一日につき当該作業に従  
事した場合に支給する福島原発敷地内等作業手当  
のうちいずれか最も高額のを支給する。

4 第二項第五号、第七号又は第九号に掲げる作業  
に従事した時間が一日について四時間に満たない  
場合におけるその日の当該作業に係る福島原発敷  
地内等作業手当の額は、前二項の規定により受け  
るべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。

(警察職員の特殊勤務手当の特例)

第三条 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に  
発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原  
子力発電所の事故による災害をいう。)に対処す  
るため警察職員が第七条第十一号に掲げる作業に  
引き続き五日以上従事した場合における当該作業  
に係る警察職員の特殊勤務手当の額は、同号の規  
定にかかわらず、同号の規定による額に八百四十  
円を加算した額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。